

令和2年5月27日

保護者の皆様

室蘭市教育委員会教育長 國 枝 信

### 6月からの小学校、中学校の再開について（お知らせ）

このことについて、国や北海道教育委員会の指針に基づき、新型コロナウイルス感染症への感染や拡大リスクを可能な限り低減し、安全な学校教育活動の実施にしっかりと取り組み、6月から学校を再開します。

つきましては、詳細な日課等は学校からお知らせがあります。

また、当面、下記のと通りの対応となりますが、今後の感染状況や新たな情報や知見が得られた場合には、随時変更や見直しを行うものであります。

### 記

#### 1 6月からの登校、部活動、注意事項について

- (1) 通常の登校となります。詳細な日課は、学校からお知らせがあります。
- (2) 中学校の部活動については、6月7日（日）までは活動はできません。その後は、感染状況等を観ながら判断します。
- (3) 学校は、発熱等の風邪症状がある場合には児童生徒を帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。なお、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどめるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。なお、保健室については発熱等の風邪症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないようにします。この場合、児童生徒の指導要録上は「欠席」ではなく、「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止」として記録されます。
- (4) 重症化のリスクの高い児童生徒（医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある）への対応については、呼吸の障害があることもあり、重症化リスクが高くなることから、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。これにより、登校すべきでない判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上は「欠席」ではなく「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止」として記録されます。
- (5) 学校では、机やイス等を消毒し換気を行いますが、感染症への不安から登校を希望しない場合は、学校へお伝えください。学校長はその上で、新型コロナウイルス

感染症については現時点で未だ解明されていない点も多い等の特性に鑑み、保護者の考えに合理的な理由があると判断する場合には、指導要録上「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止」として記録し、欠席とはしない柔軟な扱いをします。

- (6) 休日において不要不急の外出を控える、仲のよい友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないように細心の注意をしてください。

## 2 各教科について

- (1) 「児童生徒同士の実験や観察、共同制作等」については、今後、実施できるかどうか慎重に検討していきます。
- (2) 学習道具を忘れないように、ご家庭でお声かけをしてください。学校では、児童生徒同士の貸し借りはしないように指導をします。
- (3) 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重します。
- (4) 文部科学省より、体育の授業におけるマスクの着用については必要ないことになっていますが、感染リスクを避けるために児童生徒の間隔を十分確保します。
- (5) 特別支援学級における自立活動については、教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の内容について、見直しや配慮を行った上で実施します。

## 3 部活動について

- (1) 活動の許可後は、可能な限り感染症対策を行った上で活動をします。
- (2) 生徒は、運動不足と考えられるため、怪我防止には十分に留意します。
- (3) 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。
- (4) 活動時間や休養日等に十分留意します。
- (5) 屋内で実施する場合は、こまめな換気を徹底します。

## 4 給食について

- (1) 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、手指は確実に洗浄したか等を毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。
- (2) 児童生徒の手洗いを徹底します。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応をとります。